

平成 31 年 4 月 1 日
令和 3 年 1 月 29 日一部改正
令和 3 年 4 月 1 日一部改正
令和 4 年 3 月 31 日一部改正
令和 5 年 3 月 1 日一部改正
令和 6 年 3 月 18 日一部改正

大津市地域バス路線運行等対策費補助金交付基準

補助金の名称	I 特定生活路線運行費補助金 II 地域公共交通確保維持改善事業費補助金
補助金の交付目的	地域住民の移動手段として必要不可欠であり、かつ自ら移動手段を持たない地域住民のセーフティネットでもある路線バスの安定的な運行を確保し、もって交通の不便な地域の発生を防止及び地域住民の移動手段を確保することを目的とする。
補助金の交付対象者	路線バス事業者
補助対象経費	I 特定生活路線運行費補助金 補助対象経常費用から経常収益を控除した額 II 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 補助対象経常費用から経常収益及び国、沿線の府県を始めとする自治体の補助金の交付額を控除した額 ただし、定義については別紙のとおりとする。
補助金の額及びその算定方法又は補助率	I 特定生活路線運行費補助金 別紙第 6 項のとおり II 地域公共交通確保維持改善事業費補助金 別紙第 16 項のとおり
補助金交付事業の開始時期	平成 31 年 4 月 1 日
補助金交付事業の終了時期	令和 6 年 3 月 31 日
その他	補助対象期間、補助対象区間、交付申請等については、別紙のとおりとする。
様式	(1)特定生活路線運行費補助金交付申請書（様式第 1 号） (2)特定生活路線運行費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第 2 号） (3)地域バス路線運行等対策費補助金交付請求書（様式第 3 号） (4)地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請書（様式第 4 号） (5)地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第 5 号）
担当部署	建設部 地域交通政策課

《別紙》

(定義)

この基準において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 路線バス事業 道路運送法（昭和26年法律第183号）第3条第1号イに規定する一般乗合旅客自動車運送事業をいう。
- (2) 路線バス事業者 路線バス事業を経営する者をいう。
- (3) 補助対象期間 この基準による地域バス路線運行等対策費補助金（特定生活路線運行費補助金及び地域公共交通確保維持改善事業費補助金をいう。）（以下「バス路線補助金」という。）の交付を受けようとする年度の前年10月1日からバス路線補助金の交付を受けようとする年度の9月30日までの1年間をいう。ただし、市長が必要と認めた場合は、異なる期間を定めることができる。
- (4) 平均賃率 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれに定める式により算定される数値をいう。
 - ア 補助対象期間中に運賃改定が予定されている場合
$$\frac{\text{（運賃改定前適用の停留所相互間の総運賃額を停留所相互間の総延長で除したもの} \times \text{運賃改定前の適用日数} + \text{運賃改定後適用の停留所相互間の総運賃額を停留所相互間の総延長で除したもの} \times \text{運賃改定後の適用日数）}}{\text{総適用日数}}$$
 - イ アに該当しない場合
$$\frac{\text{停留所相互間の総運賃額}}{\text{停留所相互間の総延長}}$$
- (5) 計画平均乗車密度 当該運行系統の補助対象期間内の計画運送収入を当該運行系統の補助対象期間内の計画実車走行距離で除したものを当該運行系統の平均賃率で除した数値をいう。
- (6) 輸送量 計画平均乗車密度に当該運行系統の補助対象期間内の計画運行回数を乗じて得られる数値をいう。
- (7) 市街地部分 西日本旅客鉄道大津駅から半径5キロメートル以内の区域をいう。
- (8) 市街地率 当該運行系統の市街地部分に係る系統の延長を当該運行系統の総延長で除した数値をいう。
- (9) 地域キロ当たり標準経常費用 地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱（以下「国補助要綱」という。）に定める地域キロ当たり標準経常費用をいう。
- (10) 補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用 補助対象事業者の補助対象期間における乗合バス事業の経常費用の実績額を、補助対象期間における実車走行キロの実績値で除した1キロメートル当たりの経常費用をいう。
- (11) 補助対象経常費用 地域公共交通確保維持改善事業費補助金のうち国補助要綱に定める地域間幹線系統においては、地域キロ当たり標準経常費用の額に補助金の交付対象となる運行系統（運行系統の一部区間のみが対象となる場合にあつては、当該区間。以下同じ。）の補助対象期間における実車走行距離を乗じた額をいう。それ以外の系統においては、地域キロ当たり標準経常費用の額に補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の額を加算して得た額の2分の1に相当する額（地域キロ当たり標準経常費用の額が補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の額を超える場合にあつては、補助対象事業者の実車走行キロ当たり経常費用の額）に補助金の交付対象となる運行系統（運行系統の一部の便のみが対象となる場合にあつては、当該便。）の補助対象期間における実車走行距離を乗じた額をいう。

ただし、路線バス事業に使用するバス車両の車庫が市外にある場合にあつては、車庫が所在する地域の地域キロ当たり標準経常費用の額に補助金の交付対象となる運行系統の補助対象期間における実車走行距離を乗じた額とする。

- (12) 経常収益 バス路線補助金の交付対象となる運行系統の補助対象期間における運送収入、運送雑収及び営業外収益を合算したものをいう。
- (13) 実績運行回数 補助対象期間内における当該運行系統が実際に運行した回数をいう。ただし、天災等市長がやむを得ないと認めた場合の運休は、運行したものとみなす。

I 特定生活路線運行費補助金

(補助対象事業者)

- 1 この基準による特定生活路線運行費補助金（以下「生活路線補助金」という。）の交付の対象となる事業者は、特別交付税に関する省令（昭和51年自治省令第35号）第5条第1項第3号イの表2の項に基づき特別交付税の算定基礎とされる地方バス路線を運行する路線バス事業者とする。

(補助対象系統等)

- 2 生活路線補助金の交付の対象となる系統は、補助対象期間に当該運行系統の運行によって得た経常収益の額が同期間の当該運行系統の補助対象経常費用に達していないもので、別表1に定める運行系統とする。

(補助対象経費の額)

- 3 生活路線補助金の交付の対象となる経費（以下この生活路線補助金において「補助対象経費」という。）の額は、補助対象期間の路線バス事業に係る補助対象経常費用から経常収益を控除した額とする。ただし、当該運行系統の一部又は全部が市街地部分に含まれる場合における補助対象経費の額は、次のア及びイにより計算して得られた額の合計額とする。この場合において、イに掲げる当該市街地率に係る係数は、市街地率が20パーセント未満の系統にあつては1.0、同20パーセント以上50パーセント未満の系統にあつては0.75、同50パーセント以上の系統にあつては0.5とする。

$$\text{ア 当該運行系統の補助対象経費の額} \times \frac{\text{当該運行系統の総延長} - \text{市街地部分に係る延長}}{\text{当該運行系統の総延長}}$$

$$\text{イ 当該運行系統の補助対象経費の額} \times \text{市街地率} \times \text{当該市街地率に係る係数}$$

(生活路線補助金交付の限度期間)

- 4 生活路線補助金は、別表1に定めるもので、補助対象となった年度から市長が定める年度までを限度として交付する。

(生活路線補助金の交付申請)

- 5 生活路線補助金の交付を受けようとする者は、特定生活路線運行費補助金交付申請書（様式第1号）を、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。

- (1) 特定生活路線運行費交付申請に係る事業内容を記した書類
- (2) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則（昭和39年運輸省令第21号）第2条第2項に規定する事業報告書の写し及び輸送実績を記載した書面並びに補助対象期間に係る同規則第2条の2に規定する輸送実績報告書の補助対象路線に係る部分の写し
- (3) 経営改善計画書の写し
- (4) 補助対象路線を明示した運行系統図
- (5) 平均乗車密度表
- (6) その他市長が必要と認めた書類

(生活路線補助金の額)

- 6 生活路線補助金の額は、予算の範囲内において当該運行系統ごとの対象経費の額の合計額とする。ただし、当該運行系統ごとの補助対象経費の額に1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てるものとする。

(生活路線補助金の交付決定及び額の確定)

7 市長は、第5項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、これを適正と認めるときは、生活路線補助金の交付決定及び額の確定を行い、特定生活路線運行費補助金交付決定及び額の確定通知書(様式第2号)により当該申請者にその旨通知するものとする。

(生活路線補助金の請求)

8 前項の規定による生活路線補助金の交付決定及び額の確定通知を受けた者は、速やかに地域バス路線運行等対策費補助金交付請求書(様式第3号)を市長に提出しなければならない。

(生活路線補助金の交付)

9 市長は、前項の規定による補助金交付請求書の提出があったときは、生活路線補助金を交付する。

(生活路線補助金の経理等)

10 生活路線補助金の交付を受けた路線バス事業者は、生活路線補助金に係る経理について、他の経理と明確に区分した帳簿を備え、その収支の状況を明らかにするものとする。また、路線バス事業者は、当該帳簿及び補助金に係る証拠書類を生活路線補助金の交付を受けた日の属する会計年度の終了後、5年間保存するものとする。

(生活路線補助金の交付の取消し及び返還)

11 市長は、生活路線補助金の交付を受けた路線バス事業者が、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、生活路線補助金の交付決定の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した生活路線補助金の全部若しくは一部の返還を命ずることができる。

- (1) 本基準の規定に違反したとき。
- (2) 生活路線補助金の交付決定の条件に違反したとき。
- (3) 生活路線補助金交付申請書に虚偽の記載をしたとき。

II 地域公共交通確保維持改善事業費補助金

(補助対象事業者)

12 この基準による地域公共交通確保維持改善事業費補助金(以下「確保維持補助金」という。)の交付の対象となる事業者は、路線バス事業者とする。

(補助対象系統等)

13 確保維持補助金の交付の対象となる運行系統は、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 次のいずれにも該当するもので、別表2に定める運行系統とする。
 - ア 国補助要綱に定める地域間幹線系統の補助対象事業の基準に適合する運行系統で、地域間幹線系統確保維持費国庫補助金の交付申請をしているものであること。
 - イ 生活交通路線(高速バスや観光目的バス等を除く。)として滋賀県地方バス対策地域連絡協議会(以下「県協議会」という。)で認められた運行系統であること。
 - ウ 道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第3条の3第1号に規定する路線定期運行に係る運行系統であること。
 - エ 市内及び他の市町にまたがって運行する運行系統であること。
 - オ 国が定める広域行政圏の中心市町又は県協議会が広域行政圏の中心市町に準ずる生活基盤が整備されていると認めた市町への需要に対して設定される運行系統であること。
 - カ 1日当たりの計画運行回数が3回以上の運行系統であること。ただし、県協議会が認めた場合は、平日1日当たりの計画運行回数が3回以上の運行系統とする。
 - キ 1日当たりの輸送量が15人以上150人以下と見込まれる運行系統であること。
 - ク 補助対象期間における当該系統の運行によって得られる経常収益の見込額が、同期間の当該系統の補助対象経常費用の見込額に達していない運行系統であること。

- ケ 補助対象期間の末日において引き続き1年以上運行される予定の運行系統であること。
- コ 大津市地域公共交通活性化協議会（以下「市協議会」という。）において、地域住民の日常生活や児童生徒の通学における移動手段として欠かすことができない路線であると認められ、市長がその確保について必要と認めた運行系統であること。
- サ 路線バス事業者が、収支の改善、利用状況の開示及び住民参画に努めている運行系統であること。

(2) 前号に掲げるものを除くほか、次のいずれにも該当するもので、別表3に定める運行系統とする。

ア 国補助要綱に定める地域内フィーダー系統の補助対象事業の基準に適合する運行系統で、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の交付申請をしているものであること。

イ 第1号ウ及びケからサまでのいずれにも該当する運行系統であること。

(補助対象経費の額)

1.4 前第1号又は第2号に掲げる運行系統に該当する場合における確保維持補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）の額は、運行系統ごとに次の算定式により算出した額を合算したものとする。

(1) 前第1号に掲げる運行系統に該当する場合における補助対象経費の額は、運行系統ごとに次の算定式により算出した額を合算したものとする。

(国補助要綱別表2に定める補助対象経費－地域間幹線系統確保維持費国庫補助金－地域間幹線系統確保維持費府・県補助金) × 市に係る運行延長 / 運行総延長

(2) 前第2号に掲げる運行系統に該当する場合における補助対象経費の額は、運行系統ごとに次の算定式により算出した額を合算したものとする。

補助対象経常費用－地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金－経常収益

(3) 前号の算定式における経常収益は、次のアからウに掲げる区分に応じ、それぞれ当該アからウに掲げる算定方法によって算出した額を合算したものに運送雑収及び営業外収益を加えたものとする。

ア 当該運行系統の乗客が、補助対象区間内で乗車及び降車した場合 当該運行により得られた運送収入

イ 当該運行系統の乗客が補助対象区間内で乗車し、補助対象区間外で降車した場合 当該運行により得られた運送収入の2分の1

ウ 当該運行系統の乗客が補助対象区間外で乗車し、補助対象区間内で降車した場合 当該運行により得られた運送収入の2分の1

(確保維持補助金の交付申請)

1.5 確保維持補助金の交付を受けようとする者は、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付申請書（様式第4号）を、次に掲げる書類を添えて、市長が指定する期日までに市長に提出するものとする。

(1) 地域公共交通確保維持改善事業費交付申請に係る事業内容を記した書類

(2) 補助対象期間に係る旅客自動車運送事業等報告規則第2条第2項に規定する事業報告書の写し及び輸送実績を記載した書面並びに補助対象期間に係る同規則第2条の2に規定する輸送実績報告書の補助対象路線に係る部分の写し

(3) 経営改善計画書の写し

(4) 補助対象路線を明示した運行系統図

(5) 平均乗車密度表

(6) その他市長が必要と認めた書類

(確保維持補助金の額)

1.6 確保維持補助金の額は、予算の範囲内において確保維持補助金の交付対象となる運行系統

ごとの補助対象経費の額（1,000円未満の端数が生じた場合は、これを切り捨てた額）の合計を限度とする。

（確保維持補助金の交付決定及び額の確定）

17 市長は、第15項の規定による申請書の提出があったときは、当該申請書を審査し、これを適正と認めるときは、確保維持補助金交付の決定及び額の確定を行い、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付決定及び額の確定通知書（様式第5号）により当該申請者にその旨通知するものとする。

（準用）

18 第8項から第11項までの規定は、この確保維持補助金の規定により交付する補助金について準用する。

（実施の細目）

19 この基準に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

（令和3年度一部改正に伴う経過措置）

20 令和3年4月1日付けの改正後の基準は、同日以後の事業に係る補助金について適用し、同日前の事業に係る補助金についてはなお従前の例による。

（令和5年度一部改正に伴う経過措置）

21 令和6年3月18日付けの改正後の基準は、令和5年度分の補助金から適用する。

別表 1 (第 2 項関係)

番号	路線名	運行系統			補助対象区間			補助対象便
		起点	主な経由地	終点	起点	主な経由地	終点	
1	堅田葛川線	堅田駅	向在地道	伊香立小学校前	堅田駅	向在地道	伊香立小学校前	全便
		堅田駅	山百合の丘	堅田駅	堅田駅	山百合の丘	堅田駅	全便
		堅田駅	伊香立中学校前	伊香立小学校前	堅田駅	伊香立中学校前	伊香立小学校前	全便
2	牧口線	石山駅	建部大社	牧口	石山駅	建部大社	牧口	午前便

別表 2 (第 1 3 項関係)

番号	路線名	運行系統			補助対象区間			補助対象便
		起点	主な経由地	終点	起点	主な経由地	終点	
1	近江大橋線	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	草津駅西口	イオンモール草津	浜大津	全便

別表3 (第13項関係)

番号	路線名	運行系統			補助対象区間			補助対象便
		起点	主な経由地	終点	起点	主な経由地	終点	
1	花屋敷鶴の里団地線	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	花屋敷池の里南	鶴の里団地、大津駅	浜大津	全便
		花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	花屋敷池の里南	大津駅	浜大津	全便
		浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	浜大津	大津駅	花屋敷池の里南	全便
		浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	浜大津	大津駅、鶴の里団地	花屋敷池の里南	全便
2	大津比叡平線	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	大津京駅	比叡平口、一丁目南	比叡平	全便
		大津駅	大津京駅、三丁目東	比叡平	大津駅	大津京駅、三丁目東	比叡平	全便
		大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	大津駅	大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	全便
		大津駅	湖岸、大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	大津駅	湖岸、大津京駅、比叡平口、一丁目南	比叡平	全便

年 月 日

様

大津市長

年度特定生活路線運行費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度特定生活路線運行費補助金については、大津市地域バス路線運行等対策費補助金交付基準第7項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定し、及びその額を確定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる運行系統は、年 月 日付け 第 号で申請のあったものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の確定額は、次のとおりとする。

運行系統数	補助金の額
系統	金 円

- 3 補助金の交付決定を受けたものは、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 交付を受けた補助金については、特定生活路線の運行の目的に従って、効率的な運用を図ること。
 - (2) 路線バス事業経営改善計画書に従い路線バス事業の経営改善を実施すること。また、当該計画の全部又は一部が完了しない場合、若しくは遂行が困難になった場合又は当該計画を変更しようとするときは、速やかに報告し承認を求めること。
 - (3) 交付を受けた補助金に関する経理については、大津市地域バス路線運行等対策費補助金交付基準第10項の規定に基づき、収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、補助金を受領した後5年間保存すること。

(宛先)

大津市長

住 所

事業所名

代表者名

印

年度地域バス路線運行等対策費補助金交付請求書

下記のとおり、補助金の交付を受けたいので、大津市地域バス路線運行費等対策費補助金交付基準第8項の規定により請求します。

記

1 補助金 金 円

請求額の内訳

補助金の種類	運行系統数	補助金の額
特定生活路線運行費補助金	系統	円
地域公共交通確保維持改善事業費補助金	系統	円

2 振込先

振込先	口座名義	
	銀行 農協 金庫	支店 種類 1 普通 2 当座 口座番号

様

大津市長

年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付決定及び額の確定通知書

年 月 日付け 第 号で申請のあった 年度地域公共交通確保維持改善事業費補助金については、大津市地域バス路線運行等対策費補助金交付基準第17項の規定に基づき、次のとおり交付することに決定し、及びその額を確定したので通知する。

記

- 1 補助金の交付の対象となる運行系統は、年 月 日付け 第 号で申請のあったものとし、その内容は、申請書に記載されたとおりとする。
- 2 補助金の確定額は、次のとおりとする。

運行系統数	補 助 金 の 額
系統	金 円

- 3 補助金の交付決定を受けたものは、次の条件に従わなければならない。
 - (1) 交付を受けた補助金については、地域公共交通の確保維持の目的に従って、効率的な運用を図ること。
 - (2) 路線バス事業経営改善計画書に従い路線バス事業の経営改善を実施すること。また、当該計画の全部又は一部が完了しない場合、若しくは遂行が困難になった場合又は当該計画を変更しようとするときは、速やかに報告し承認を求めること。
 - (3) 交付を受けた補助金に関する経理については、大津市地域バス路線運行等対策費補助金交付基準第10項の規定に基づき、収支を明らかにした帳簿を備えるとともに、補助金を受領した後5年間保存すること。